

入所順位評価基準

1、要介護度と認知症度

		認知症度					
		M	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	なし
介護度	5	40	40	35	35	35	35
	4	40	40	35	30	30	30
	3	40	35	25	25	20	20
	2	30	30	20	15	15	10
	1	25	35	15	15	10	5

(点)

2、介護者の状況

介護者の居場所や状態等	
身寄りがないなど、介護する者がいない。	40点
介護者が物理的に離れている、若しくは病院等に長期入院中である。	35点
介護者が要介護、病気療養中、介護困難な障害を有するなどの状態である。	30点
介護者が要支援、高齢(70歳以上)である。	25点
長期的なショートステイ(ロングショート)を利用しており、現実的に在宅介護が困難である。	25点
介護者が本人と同一市町村、近隣市町村などの通うことができる範囲に住んでいる。	25点
介護者が一人である(本人との二人暮らし)。	20点
介護者が複数の介護や育児を行っている。	20点
介護者が就業している。	10点

3、特記事項

居宅、施設サービスの利用状況	
介護保険による居宅サービスを利用しても在宅生活が困難と認められる場合	5点
介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退院後の在宅生活が困難な場合	5点
認知症による問題行動	
認知症による顕著な周辺症状がある場合	5点
住環境	
住環境(廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難)が介護に適さない場合	2点
待機期間	
3年以上・・・5点 2年～3年・・・4点 1年～2年・・・3点 6ヶ月～1年・・・2点 6ヶ月未満・・・1点	
①地域性	
同点数の場合、住所が浅口市の方から優先する	
②年齢	
同点数の場合、年齢の高い方から優先する	

4、特別な事由による優先的事項

措置や緊急を要する場合など	
市町村から老人福祉法による措置入所の依頼があった場合	
虐待や介護放棄などの事実があり、市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合	
長期入院後に再入所する場合	